

家賃や進学的生活費、資格取得のための支援資金 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付のご案内

就職や進学又は資格取得を希望する児童養護施設等を退所した方等に必要な資金を貸付け、円滑な自立を支援することを目的とします。

貸付対象者は、児童養護施設等の退所者又は里親等委託解除から5年が経過するまでの間、貸付申請を行うことができます。(資格取得の貸付は、入所中・委託中も可能です。)

家賃や生活費の貸付は就職後5年間、資格取得の貸付は就職後2年間、引き続き就業した場合は、貸付金の返還が免除されます。

資金の種類	生活支援費(医療費含む)	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	<input type="checkbox"/> 進学や就職を機に、児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された方等で、保護者等から経済的な支援が見込まれない次の方		<input type="checkbox"/> 児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方、又は退所・委託解除された方
	<input type="checkbox"/> 大学等への進学者	<input type="checkbox"/> 大学等への進学者 <input type="checkbox"/> 就職者	<input type="checkbox"/> 資格取得希望者
対象経費	<input type="checkbox"/> 修学に必要な生活費 (定期的に医療機関を受診する進学者の医療費含む)	<input type="checkbox"/> 1月あたりの家賃相当額	<input type="checkbox"/> 資格取得に要する費用
貸付期間	<input type="checkbox"/> 大学等の在学期間(医療費の追加については2年間)	<input type="checkbox"/> 大学等の在学期間 <input type="checkbox"/> 就労期間(退所又は委託解除後2年を限度)	<input type="checkbox"/> 資格取得に要する期間
貸付額 ※ 無利子貸付	<input type="checkbox"/> 進学者は月額50,000円以内 (+生活支援費に追加して実費相当額)	<input type="checkbox"/> 月額家賃相当額(※1) ただし、居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度とする。	<input type="checkbox"/> 250,000円以内
貸付金交付	<input type="checkbox"/> 半期(6カ月)ごとの分割交付	<input type="checkbox"/> 半期(6カ月)ごとの分割交付	<input type="checkbox"/> 全額を一括交付
返還の免除	<input type="checkbox"/> 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業継続した場合等	<input type="checkbox"/> 就職した日から5年間引き続き就業継続した場合等	<input type="checkbox"/> 就職した日から2年間引き続き就業継続した場合等
実施主体 貸付審査	<input type="checkbox"/> この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と新潟県が貸付原資を出し合い、「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会」が運営しています。 <input type="checkbox"/> 実施主体である新潟県社会福祉協議会が、借入申込みを受け、審査・決定します。		

(※1) 「月額家賃相当額」の地域別額：新潟市 35,500円、長岡市 31,800円、その他の市町村 32,000円



■ 借入申込から資金交付までの流れ



資 金	生活支援費(医療費含む)	家賃支援費	資格取得支援費
申請書類の提出	<p>■貸付希望者は次の書類を本会に提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>第1号様式「借入申込申請書」</p> <p><input type="checkbox"/>第2号様式「児童養護施設等施設長意見書」 ※児童養護施設等の対象者の場合</p> <p><input type="checkbox"/>第3号様式「児童相談所長意見書」 ※里親等の対象者の場合</p> <p><input type="checkbox"/>連帯保証人の直近の所得を証明する書類 ※連帯保証人を立てる場合</p>		
	<p><input type="checkbox"/>大学等の入学・在学を証明する書類（合格決定通知や在学証明書等の写し）</p> <p><input type="checkbox"/>医療機関受診の申告書（別紙）、診療報酬点数表等金額のわかるもの</p> <p>（※）医療費追加申請の進学者</p>	<p><input type="checkbox"/>1ヶ月あたりの家賃相当額を証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/>大学等の入学・在学の証明書類（進学者の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>就労していることを証明する書類（就職者の場合）</p>	<p><input type="checkbox"/>資格取得に要する費用の実費を証明する書類</p>
審査及び決定	<p>■申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定し、借入申込者、連帯保証人及び児童養護施設等施設長又は児童相談所長に通知します。</p>		
契約書等の提出	<p>■貸付決定者は次の書類を本会に提出していただきます。</p> <p><input type="checkbox"/>第6号様式「借用証書」（借受人が規定額の収入印紙を貼付すること。）</p> <p><input type="checkbox"/>貸付金振込先の借受人名義の通帳の写し（銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が確認できるもの）</p> <p><input type="checkbox"/>連帯保証人の住民票の写し（発行から3ヶ月以内でマイナンバー記載なしのもの）</p> <p><input type="checkbox"/>連帯保証人の印鑑登録証明書</p>		
資金の交付	<p>■提出された借用証書等に不備がないことを確認し、借受人が指定した振込口座に資金を交付します。※ 貸付決定から資金交付までは約1ヶ月程度かかります。</p>		

返還が必要となる場合	<p><input type="checkbox"/>就職しなかった場合</p> <p><input type="checkbox"/>希望した資格が取得できなかったとき 等</p>		
連帯保証人 延滞利子	<p><input type="checkbox"/>連帯保証人は原則1人必用（要相談）</p> <p><input type="checkbox"/>延滞利子は年3.0%</p>		
返 還 期 間	<input type="checkbox"/> 15年以内	<input type="checkbox"/> 15年以内	<input type="checkbox"/> 2年以内
返 還 方 法	<p><input type="checkbox"/>返還方法は、月賦又は半年賦の均等払い方式</p>		

■申込先・お問い合わせ先（申込は郵送可）
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課
 〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
 電話 025-281-5605 <https://www.fukushiniigata.or.jp/>